

## 母子家庭等児童に対する入学祝金支給要綱

### (目的)

第1 母子家庭等の児童が小学校及び中学校に入学したとき、これを祝して入学祝金を支給し児童の健全育成をはかることを目的とする。

### (支給要件)

第2 この祝金の支給対象者は、次の要件を備えている者とする。

- 1 その年の3月1日現在蒲郡市に住所を有し、蒲郡市の遺児手当の受給者であること。
- 2 前項の者の児童が、少学校又は中学校に入学したとき。
- 3 祝金は、その年の4月に支給する。

### (祝金)

第3 この祝金の額は、次のとおりとする。

|         |    |         |
|---------|----|---------|
| 小学校入学祝金 | 1人 | 5,000円  |
| 中学校入学祝金 | 1人 | 10,000円 |

### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。